

# 告示

## 埼玉県告示第四百六十一号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として令和元年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大野 元裕

病院		有効期限
名称	所在地	
狭山中央病院	埼玉県狭山市富士見二丁目十九番三十五号	令和四年三月十日